

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるとともに、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利を保障することにより、市民の権利利益を保護し、もって公正で信頼される市政のより一層の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、文書、図画、写真及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録されているものをいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。
- (4) 市民 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが実施機関に個人情報の収集、保管及び利用(以下「収集等」という。)をされている者をいう。
- (5) 電子計算機処理 電子計算機を利用し、定められた一連の処理手順に従つて事務を処理することをいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、個人情報の収集等を行うに当たっては、個人の権利利益を尊重するとともに、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、その事業の実施に当たつて個人情報の収集等を行うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(収集の原則)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。た

だし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 所在不明その他の事由により本人から収集することができないとき。
 - (5) 争訟、選考、指導、相談等の事務事業を執行するために個人情報を収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき、又は当該事務事業の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
 - (6) 市民の生命、身体、財産等を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (7) 国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が熊谷市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。
- 3 法令等その他の規程に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行った者以外の者に係る個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、前項第1号の規定に該当して収集されたものとみなす。

（収集の制限）

第7条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 犯罪に関する事項
- (3) 社会的差別の原因となるおそれのある事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項各号に掲げる事項に関する個人情報を収集することができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

（個人情報取扱事務の届出等）

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の対象者
- (4) 個人情報の項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により届け出た事務を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、その内容を市民の閲覧に供すると

ともに、審議会に報告しなければならない。

(適正な管理)

第9条 実施機関は、個人情報の収集等を行うときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、適正な管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報は、正確かつ最新なものとする。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (3) 保有する必要のなくなった個人情報は、速やかに、廃棄し、又は消去すること。

2 実施機関は、前項に規定する個人情報の適正な管理を行うため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(委託に関する措置)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の処理を市以外の者に委託するときは、個人情報の適正な管理に関し契約を交わすことその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の責務)

第11条 実施機関から個人情報取扱事務の処理の委託を受けた者は、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務の処理に従事している者又は従事していた者は、当該個人情報取扱事務の処理に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第12条 実施機関は、個人情報を第8条第1項第2号に規定する個人情報取扱事務の目的の範囲を超える利用(以下「目的外利用」という。)又は市以外のものに個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 市民の生命、身体、財産等を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 目的外利用又は国等へ外部提供をすることに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をしたときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 目的外利用等をした個人情報取扱事務の名称
- (2) 目的外利用等をした理由
- (3) 目的外利用等をした個人情報の項目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を

受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(個人情報の電子計算機処理の制限)

第13条 実施機関は、第7条第2項の規定により収集した個人情報については、電子計算機処理を行ってはならない。ただし、審議会の意見を聴いて、当該個人情報の電子計算機処理を行うことが公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(電子計算機の結合の制限)

第14条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理を行うときは、市以外の電子計算機と通信回線による結合（実施機関が保有する個人情報を市以外のものが随時入手し得る状態をいう。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

(開示の請求等)

第15条 市民は、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の開示を請求することができる。ただし、未成年者で15歳以上のものの法定代理人が請求する場合は、本人の同意を必要とする。

3 実施機関は、第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があった場合は、開示請求に係る自己情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が含まれているときを除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に当該自己情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところにより、開示することができないとされている情報
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考等に関する個人情報であって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの
- (3) 開示請求に係る自己情報に開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる情報
- (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報
- (5) 市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (6) 市又は国等が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするお

それ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市若しくは国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

(7) 市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、開示することにより、市及び国等の協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあると認められるもの

4 実施機関は、開示請求に係る自己情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて当該自己情報を開示しなければならない。

5 実施機関は、開示請求に係る自己情報に不開示情報が含まれている場合であっても、期間の経過により不開示情報に該当しなくなったときは、当該自己情報を開示しなければならない。

(個人情報に関する情報)

第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを明らかにすることにより、不開示情報として保護すべき利益が害されることとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求の方法)

第17条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求に係る自己情報の名称又は内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該開示請求に係る自己情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 法定代理人が、開示請求をしようとする場合において、第15条第2項ただし書の規定により本人の同意が必要なときは、本人の同意を明らかにする書類を前項の書類に併せて提出しなければならない。

4 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求を受けた日から起算して15日以内に、開示請求に対する開示の可否の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をする場合において、自己情報を開示しない旨の決定(第15条第4項の規定により開示請求に係る自己情報の一部を開示しない場合及び第16

条の規定により開示請求を拒否する場合の決定を含む。以下「不開示等の決定」という。)をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該自己情報が期間の経過により開示でき、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて記載しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、開示請求を受けた日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる期間を書面により通知しなければならない。

5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る自己情報に第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

(開示の実施及び方法)

第19条 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報を開示する旨の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該自己情報を開示しなければならない。

2 自己情報の開示の実施は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、実施機関は、当該自己情報の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

(1) 文書、図画及び写真 閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録 電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法

3 第17条第2項の規定は、前項の規定により自己情報の開示を受ける者について準用する。

(訂正等の請求)

第20条 市民は、実施機関が保有している自己情報について事実と誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、当該自己情報の訂正を請求することができる。

2 市民は、実施機関が第6条第1項若しくは第2項又は第7条の規定に違反して自己情報を収集したと認めるときは、当該実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。

3 市民は、実施機関が第12条第1項の規定に違反して自己情報の目的外利用等をしていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

4 第15条第2項の規定は、訂正、削除又は目的外利用等の中止(以下「訂正等」という。)の請求について準用する。

(訂正等の請求の方法)

第21条 前条の規定により訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正等の請求に係る自己情報の名称又は内容

(3) 訂正等を求める内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 第17条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求に対する決定等)

第22条 実施機関は、訂正等の請求があったときは、必要な調査を行い、訂正等の請求を受けた日から起算して30日以内に、自己情報の訂正等の可否を決定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により自己情報の全部又は一部について訂正等をする旨の決定をしたときは、速やかに、訂正等をした上、訂正等の請求をした者（以下「訂正等請求者」という。）に対し、当該決定の内容（一部について訂正等をする旨の決定のときは、当該決定の内容及び理由）を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により自己情報の訂正等をしない旨の決定をしたときは、訂正等請求者に対し、速やかに当該決定の内容及び理由を書面により通知しなければならない。

4 第18条第4項の規定は、訂正等の請求に対する決定について準用する。

(費用負担)

第23条 自己情報の開示、訂正等に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の定めるところにより自己情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(不服申立てがあった場合の手続)

第24条 実施機関は、開示請求又は訂正等の請求に対する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するとき、又は不開示等の決定若しくは訂正等をしない旨の決定（一部について訂正等をする旨の決定を含む。）を取り消すときを除き、遅滞なく熊谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

(苦情の申出)

第25条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、迅速かつ適切な処理に努めなければならない。

(事業者に対する措置)

第26条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

3 市長は、事業者が正当な理由なく第1項の規定による説明若しくは資料の提出の求めに応じなかったとき、又は前項の規定による勧告に従わなかったときは、審議会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。

(国等への要請)

第27条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国等に対し、適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(個人情報保護制度に関する事務の改善等)

第28条 実施機関は、個人情報保護制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の措置のうち重要と認めるものについては、審議会の意見を聴くものとする。

(実施状況等の公表)

第29条 市長は、毎年度、この条例による自己情報の開示、訂正等の実施状況等を公表するものとする。

(他の制度等との調整)

第30条 この条例は、法令又は他の条例の規定により自己情報の開示、訂正等の手続が定められている場合における当該自己情報の開示、訂正等については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、図書館等の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している図書等に記録されている個人情報については、適用しない。

(出資法人等への要請)

第31条 市長は、市が出資している法人等で規則で定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるよう要請するものとする。

2 市長は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に対し、当該指定管理者が保有する、公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理に係る情報に関して、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるよう要請するものとする。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、合併前の熊谷市、大里町及び妻沼町（以下「合併関係市町」という。）から承継された個人情報については、この条例の相当規定により収集されたものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務についての第8条第1項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「について、この条例の施行の日以後速やかに」とする。

4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併関係市町の機関において行われていた個人情報の処理で、この条例の施行の際、実施機関が引き続き行うものは、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

5 施行日の前日までに、合併前の熊谷市個人情報保護条例（平成14年熊谷市条例第13号）、大里町個人情報保護条例（平成15年大里町条例第3号）又は妻沼町個人情報保護条例（平成17年妻沼町条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(江南町の編入に伴う経過措置)

- 6 江南町の編入並びに熊谷地区消防組合及び荒川南部環境衛生一部事務組合の解散の際、編入前の江南町並びに解散前の熊谷地区消防組合及び荒川南部環境衛生一部事務組合から承継された個人情報については、この条例の相当規定により収集されたものとみなす。
- 7 江南町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、編入前の江南町個人情報保護条例(平成14年江南町条例第25号)並びに解散前の熊谷地区消防組合個人情報保護条例(平成17年熊谷地区消防組合条例第4号)に規定する実施機関及び荒川南部環境衛生一部事務組合において行われていた個人情報の処理で、編入日以後実施機関が引き続き行うものは、この条例の相当規定により行ったものとみなす。
- 8 編入日の前日までに、編入前の江南町個人情報保護条例又は解散前の熊谷地区消防組合個人情報保護条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年12月27日条例第69号)

この条例は、平成19年2月13日から施行する。

附 則(平成24年12月26日条例第36号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。